

インド改正仲裁法の概要と実務に対する影響

(2016 年 11 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所 Chadha & Co. に作成委託し、2016 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Chadha & Co. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Chadha & Co. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.ge.jp

JETRO

目次

1. 導入.....	1
2. 改正前の状況	1
3. 改正の概要.....	2
(1) インド国内で実施される仲裁手続きの迅速化	2
(2) インド国外の仲裁における暫定措置の活用.....	2
4. 改正仲裁法が与える実務の影響	4

インド改正仲裁法の概要と実務に対する影響

1. 導入

2016年1月1日付けで、改正仲裁・調停法（The Arbitration and Consolidation (Amendment) Act, 2015：以下、「改正仲裁法」）が公布・施行され、仲裁・調停法（The Arbitration and Consolidation Act, 1996：以下、「インド仲裁法」）が改正された。インドでは、後述のとおり紛争解決方法として仲裁が選択されることが一般的であるが、改正仲裁法が与える影響は大きい。本稿では、改正仲裁法が与えるインパクトについて解説する。

2. 改正前の状況

契約書を作成するにあたっては紛争解決条項が規定されるが、インドでは、裁判ではなく、仲裁が紛争解決方法として指定されることが一般的である。インドの裁判所を活用した場合、地方裁判所レベルでは合理的な判断が下されないことが多々あり、しかも審理の長期化が常態化しているため、紛争解決までに多大な時間・コストがかかることがその主な理由である。

そして、その仲裁機関に関しては、インド国内の仲裁機関よりもシンガポールのSIACなど、インド国外の仲裁機関が選択される傾向があった。その理由としては、ニューヨーク条約に加盟している第三国¹の仲裁判断であれば問題なくインド国内で執行できること、インド裁判所の干渉の可能性が少ないこと、より中立かつ迅速な紛争解決が期待されうることなどが挙げられる。

ただし、インド国内で仲裁を行う場合であっても、アドホック仲裁ではなく機関仲裁を選択する場合には、インド裁判所と比較して迅速な解決が見込まれ、また、その判断も比較的中立的であることから、インド国内の仲裁機関を紛争解決方法として選択する

¹ ただし、インド固有の特殊な運用として、ニューヨーク条約に加盟していることに加えて、インド政府が相互主義を満たすものと官報で公告している国で実施された仲裁の判断についてのみ、インド国内で執行可能であるため、公告の有無についても確認を要する(英国、シンガポール、香港など、仲裁地として著名な国は原則として官報で公告済み)。

ケースも珍しくなかった。特に、第三国の仲裁を選択した場合、従前はインド仲裁法の規定する暫定措置を活用することが困難であったことから、日系企業側が暫定措置を活用することが見込まれる契約に関しては、その活用を見越して、インド国内の仲裁を選択するケースが見受けられた。

3. 改正の概要

このような状況下で、改正仲裁法の施行によってインド仲裁法が改正された。改正内容は多岐にわたるが、特に影響の大きい改正は以下の3点である。

(1) インド国内で実施される仲裁手続きの迅速化

従前は、インド国内の仲裁判断について時的制限は設けられておらず、インド国内の仲裁はインド国外の仲裁と比較して、紛争解決までに時間を要するのが一般的であった。この点を踏まえ、改正仲裁法では、インド国内で実施される仲裁手続きの迅速化を図っている。具体的には、原則として仲裁判断は仲裁人が選任通知を受領した日から12カ月以内に下さなければならないものと規定された。この期間制限は、当事者の合意によって6カ月延長することが可能である。また、十分な理由がある場合、裁判所は一方当事者の申し立てに基づき、同制限期間を延長することができるものとされている。くわえて、6カ月以内に仲裁判断が下される早期解決手続きが当事者の合意によって選択可能となった。

(2) インド国外の仲裁における暫定措置の活用

インド国外を仲裁地として選択した場合に、インド仲裁法上の暫定措置(日本における仮差し押えや仮処分といった保全処分に相当)を利用することができるか否かという点について、以前は解釈上の争いがあった。しかし、2012年にインド最高裁判所²は、

² Bharat Aluminum Co. v. Kaiser Aluminum Technical Service Inc. (Supreme Court, September 6, 2012)

インド仲裁法第1章(暫定措置に関する条項も同章に規定されている)は、インド国外の国際商事仲裁には適用されないものと判示した。そのため、同判決以降は、インド国外の仲裁においては同法の規定する暫定措置を活用することはできないものと一般的に解釈されていた。

これに対して改正仲裁法は、暫定措置について規定するインド仲裁法第9条等の特定の条項は、原則としてインド国外で実施される国際商事仲裁に関しても適用されるものとし、インド仲裁法が改正された。この改正によりインド国外で実施される仲裁に関しても、インド仲裁法が規定する暫定措置を活用することが可能となった。なお、同改正の効力はインド仲裁法改正前に締結された契約についても及ぶものと解されており、改正前に締結された契約に基づいて実施されるインド国外の仲裁についても、暫定措置が活用可能であると解釈されている³。

(3)インド国内仲裁判断に対するインド裁判所の介入可能性の低減

仲裁による紛争解決は一審で終結するため、通常は上訴審が存在する裁判と比較して早期の終結が見込まれる。しかし、インド仲裁法は、仲裁判断に対する一定の介入権限をインド裁判所に認めている。例えば、仲裁判断が公序(Public Policy)に反する場合に、インド裁判所は仲裁判断を取消し得るものと規定している。「公序」の意義は必ずしも一義的ではなく、そのため、インド企業が、仲裁判断が公序に反することを理由として、自己に不利な仲裁判断の取り消しをインド裁判所に対して申し立てる事案が見受けられた。その結果、紛争が蒸し返されることはもとより、裁判所の関与する手続きが一般的に遅延気味であることも相まって、結果として紛争解決までに不当に時間を要するケースが散見された。なお、前記最高裁判所判決以降、このようなインド裁判所による介入の可能性は、インド国外の仲裁判断に関しては、低くなったものの⁴、インド国内の仲裁に関しては固有の問題としてなお残っている。

³ 例えば、Raffles Design International India Private Limited & Anr. v. Educomp Professional Education Limited & Ors. (The High Court of Delhi, October 7, 2016)

⁴ インド裁判所の介入権限がインド国外の仲裁に及ぶかという点について、従前は議論となっていた。しかしインド最高裁判所は、前記 Bharat Aluminum Co. v. Kaiser Aluminum Technical Service Inc. 判決において、インド仲裁法第1章がインド国外の仲裁に関して及ばないことを理由に、同法第1章に規定される裁判所の介入権限に関する規定がインド国外の仲裁に関して適用されないものと判示した。

改正仲裁法は、インド裁判所が不当にインド国内の仲裁に介入することで迅速な紛争解決が阻害されることに対して配慮している。すなわち、改正仲裁法は、「公序」に反する場合を、その仲裁判断が(i)詐欺または贈収賄の影響を受ける場合、(ii)インド法の根本的方針(fundamental policy)に反する場合、または(iii)倫理・正義の最も基本的な観念に反する場合、などに明示的に限定などを行うことで、公序違反を理由として仲裁判断が取り消される場面を実質的に制限した。また、取り消しの申し立てを行うにあたって、要求される条件を満たしていることを宣誓する宣誓供述書を付した事前通知を、取り消し申立人へ求めることで、濫用的な申し立てを抑制している。さらに、取り消しの申し立ての処理を前記事前通知から1年以内に完了させるものと規定しており、紛争の早期解決が図られている。

4. 改正仲裁法が与える実務の影響

以上のインド仲裁法の改正は、インド国内および国外で実施される仲裁の利便性を図るものであり、歓迎すべきものである。

インド国内の仲裁の利便性は、紛争の解決まで時間を要するだけでなく、インド裁判所の介入によって紛争が蒸し返される可能性があったため、必ずしも高いものではなかった。改正仲裁法によって、仲裁手続きの迅速化が図られ、また、インド裁判所介入に対する配慮がなされたことにより、インド国内の仲裁は、より現実的な紛争解決手段となった。

また、インド国外の仲裁に関しては、事案によっては暫定措置が活用できるか否かという点は重要になりうるため、改正前は暫定措置の活用が困難なインド国外の仲裁ではなく、その活用が可能なインド国内における仲裁の検討が求められる場合もあった。改正仲裁法によってインド国外で暫定措置の利用が可能となったため、より柔軟に仲裁地を選択出来るようになった。

以上